

# 平成25年度9月補正予算案

## 主要事項説明資料

建設交通部

## 主要事項説明資料目次

建設交通部

頁	事業名	担当課
1	地域再建被災者住宅支援事業費	住宅課

# 平成25年度9月補正予算案主要事項説明

建設交通部

事業名	<b>地域再建被災者住宅支援事業費</b>																																																				
予算額	651,000千円	新規・継続の別	継 続																																																		
事業内容 〔 目的 対象 方法等 〕	<p><b>1 趣 旨</b> 平成25年台風第18号により住宅に被害を受けた府民に対し、「被災者生活再建支援法」に基づく支援金に加え、府独自の制度として被災住宅の再建等に要する経費に対し補助及び融資を実施。</p> <p><b>2 事業概要</b> ○<b>地域再建被災者住宅助成費（650,000千円）</b> 被災住宅の再建等に要する経費の一部を府と市町村で補助</p> <table border="1" data-bbox="387 947 1402 1200"> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="5">・府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者 ・府内で住宅を建替、購入、補修、賃借して引き続き居住しようとする者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td colspan="5">被災住宅の解体経費、住宅再建経費(建替、購入、補修、賃借)等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補助限度額</td> <td>被害区分</td> <td>全壊</td> <td>大規模半壊</td> <td>半壊</td> <td>一部破損・床上浸水</td> </tr> <tr> <td>支援法適用地域 (支援法支援金との合計額→)</td> <td>150万円 (450万円)</td> <td>100万円 (350万円)</td> <td>150万円 (-)</td> <td>50万円 (-)</td> </tr> <tr> <td>支援法適用外地域</td> <td>300万円</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※原則として、復旧経費が50万円を越えれば、基礎額として50万円を最低限交付 ※半壊、一部破損、床上浸水の場合、賃借経費は対象外</p> <p><b>&lt;支援スキーム&gt;</b> 被災者住宅復旧経費 × 1/3 - 全国支援金 = <u>補助対象経費</u></p> <table border="1" data-bbox="879 1431 1402 1588"> <tr> <th colspan="2">補助対象経費</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">府 2/3</td> <td style="text-align: center;">市町村 1/3</td> </tr> </table> <p>○<b>地域再建被災者住宅融資対策費（1,000千円）</b> 被災住宅の再建等に要する建設資金等を無利子(5年間)・低利で融資</p> <table border="1" data-bbox="416 1715 1388 1937"> <tr> <td></td> <td>建設資金融資</td> <td>改良資金融資</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="2">府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者</td> </tr> <tr> <td>工事対象</td> <td>府内での住宅建替・購入</td> <td>住宅補修</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>5年間無利子 6年目以降 低利</td> <td>5年間無利子 6年目以降 低利</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>700万円</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>25年以内(据置期間3年)</td> <td>10年以内(据置期間3年)</td> </tr> </table>			対象者	・府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者 ・府内で住宅を建替、購入、補修、賃借して引き続き居住しようとする者					対象経費	被災住宅の解体経費、住宅再建経費(建替、購入、補修、賃借)等					補助限度額	被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損・床上浸水	支援法適用地域 (支援法支援金との合計額→)	150万円 (450万円)	100万円 (350万円)	150万円 (-)	50万円 (-)	支援法適用外地域	300万円	250万円	150万円	50万円	補助対象経費		府 2/3	市町村 1/3		建設資金融資	改良資金融資	対象者	府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者		工事対象	府内での住宅建替・購入	住宅補修	利率	5年間無利子 6年目以降 低利	5年間無利子 6年目以降 低利	限度額	700万円	450万円	償還期間	25年以内(据置期間3年)	10年以内(据置期間3年)
対象者	・府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者 ・府内で住宅を建替、購入、補修、賃借して引き続き居住しようとする者																																																				
対象経費	被災住宅の解体経費、住宅再建経費(建替、購入、補修、賃借)等																																																				
補助限度額	被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損・床上浸水																																																
	支援法適用地域 (支援法支援金との合計額→)	150万円 (450万円)	100万円 (350万円)	150万円 (-)	50万円 (-)																																																
	支援法適用外地域	300万円	250万円	150万円	50万円																																																
補助対象経費																																																					
府 2/3	市町村 1/3																																																				
	建設資金融資	改良資金融資																																																			
対象者	府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者																																																				
工事対象	府内での住宅建替・購入	住宅補修																																																			
利率	5年間無利子 6年目以降 低利	5年間無利子 6年目以降 低利																																																			
限度額	700万円	450万円																																																			
償還期間	25年以内(据置期間3年)	10年以内(据置期間3年)																																																			
担当課・係名	住 宅 課 計画担当	課・係直通電話番号	075-414-5361																																																		